

米子市日吉津村中学校組合 の運営について

令和8年1月17日（土）13：30～

日吉津村

本日のテーマ

1. 中学校組合のしくみ・現状
2. 中学校組合が抱える課題
3. 今後の方向性
4. ご質問に対する回答

1. 中学校組合のしくみ・現状

米子市日吉津村中学校組合のしくみ

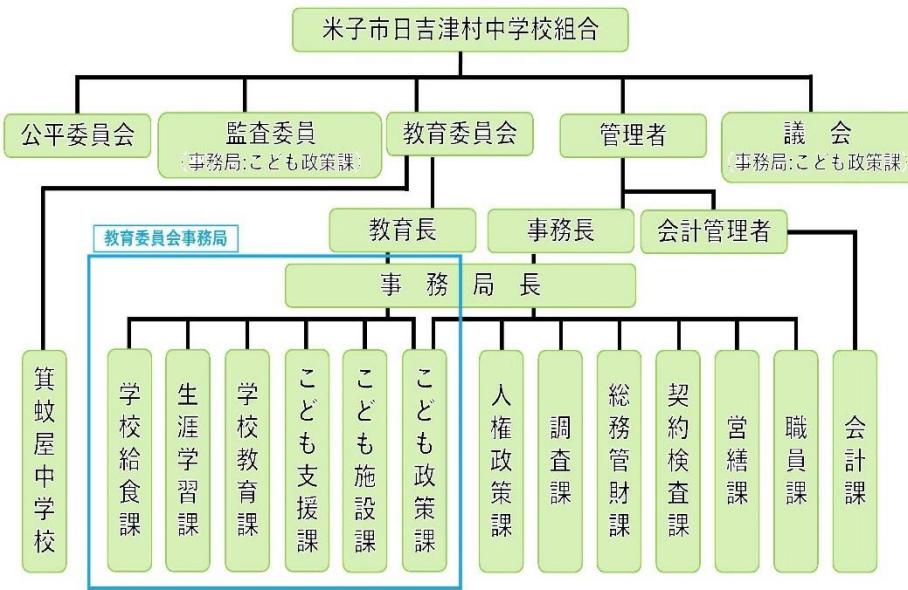
- ▶ 「米子市日吉津村中学校組合」を日吉津村と米子市で設置し、箕蚊屋中学校の管理運営をしている
(中学校組合とは、地方自治法上の一部事務組合)
- ▶ 中学校組合は、日吉津村、米子市とは別の「独立した地方公共団体」
- ▶ 現行の組合は、設立から 70 年以上経過
- ▶ 日吉津村と米子市が資金（負担金）を出し合い、共同で運営

箕蚊屋中学校の現状

- ▶ 箕蚊屋中学校の生徒数 429人
 - ▶ うち日吉津村出身の生徒数 112人 (26.1%)
 - ▶ うち米子市出身の生徒数 317人 (73.9%)
- ▶ 箕蚊屋中学校の教職員数 32人
- ▶ 学級数 (特別支援学級含む) 17クラス

中学校組合の体制

▶ 中学校組合事務局の現状



学校施設に関すること

就学支援に関すること

学校教育に関すること

学校給食に関すること

職員の人事給与及び福利厚生に関すること

会計に関すること

議会に関すること

総務に関すること

法務に関すること

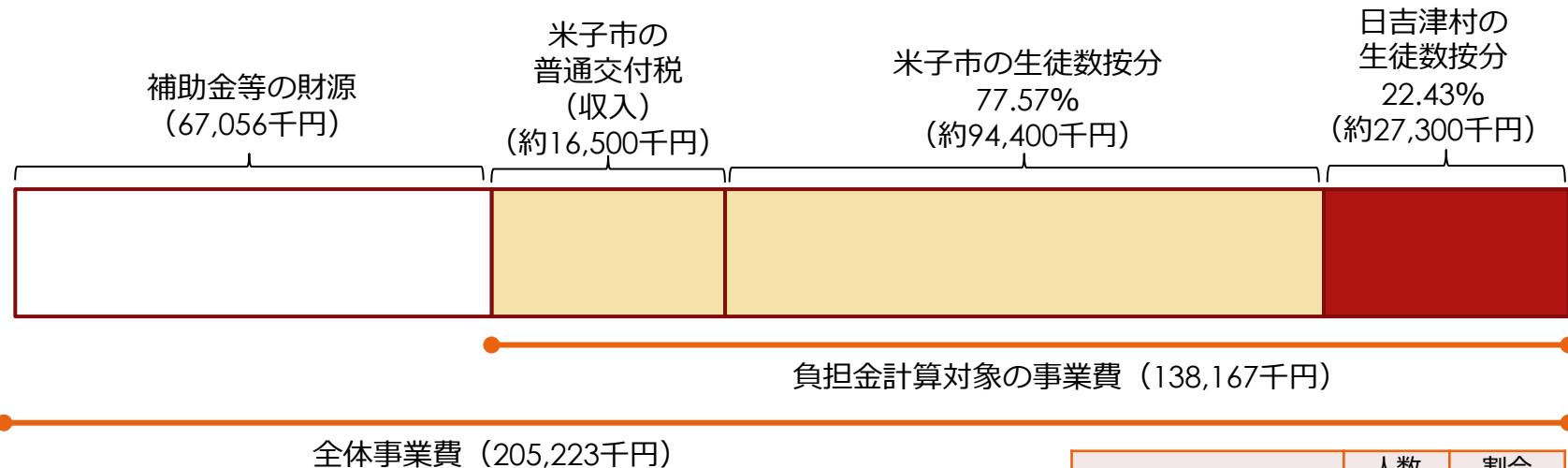
監査に関すること

教育委員会に関すること

中学校組合の体制

- ▶ 中学校組合の議員構成員
 - ▶ 管理者（米子市長）
 - ▶ 議員（日吉津村長、日吉津村議会議員 2 名、米子市議会議員 5 名）
- ▶ 監査委員
 - ▶ 中学校組合議員、学識経験者（日吉津村監査委員）
- ▶ 中学校組合事務局
 - ▶ 事務長（米子副市長）
 - ▶ 米子市教育委員会事務局 こども政策課

現在（令和7年度）の負担金計算方法



R7.1.1現在が基準日	人数(人)	割合(%)
生徒数（米子市）	339	77.57
生徒数（日吉津村）	98	22.43

中学校組合の予算と負担金の推移

単位：千円

決算年 (令和7年は 予算ベース)	運営費全体	工事費など臨時的な事項	日吉津村 負担金額	うち人件費
令和2年	122,399		12,340	721
令和3年	114,898		12,866	753
令和4年	103,283		11,764	731
令和5年	99,681		13,062	1,119
令和6年	165,886	・トイレ改修工事 55,507	16,827	1,737
令和7年(1.7人役)	205,223	・施設設備(キュービクル)工事20,000 ・学校照明LED工事21,000 ・学校備品購入(GIGA等)32,000	27,294	2,930

組合の場合と委託した場合の比較（令和7年の予算ベースから試算）

	運営費全体	日吉津村 負担金額	うち人件費	備考
一部事務組合で負担金の場合	225,930	31,938	7,280	4.7人役で試算
米子市に委託した場合	198,358	25,755	1,730	1.0人役で試算

2.中学校組合が抱える課題

中学校組合が抱える課題

▶ 課題① 多くの事務処理

- ▶ 一つの学校運営をするために、組合を一つの自治体としてさまざまな手続が必要

▶ 課題② 人的負担の拡大

- ▶ 地方自治や教育行政の高度化・複雑化により、事務量が増となり人的負担が拡大

▶ 課題③ 財政負担の増

- ▶ 事務負担の増大に伴い、運営経費、財政負担が拡大

中学校組合に関する話し合いの経過

令和4年度	●負担金の割合の計算について、計算根拠が不明で、米子市・日吉津村で協議書や経緯の確認
令和5年度	●負担金・運営経費について協議書内容の変更について米子市からの提案 ●負担金の計算について計算方法変更の協議 (全体額の割合から計算するのではなく、普通交付税の需要額と財政力指数による計算に変更)
令和6年度	●運営経費において特に人件費の経費負担人数の変更協議 ●5月ごろからほぼ毎月協議を実施。11月ごろに米子市の独自調査により4.2人役の人件費という案が提示された。 ●協議の結果、令和7年度は1.7人役で決着した。
令和7年度	●4月から負担金の継続協議と委託方式の検討を始める。 ●8月には米子市の事務量調査により4.7人役の人件費がかかっていると結果が示された。 ●10月に新年度に向けて委託方式ではどうかという検討に入った。

3. 今後の方向性

事務委託の実施

(1) 現在の中学校組合を廃止し、米子市への事務委託方式としたい

- ▶ 市と村が協力して広域的に中学校を管理運営してきた歴史を継承しつつ、効率的な運営体制へと移行

枠組みの継承

市と村による広域処理の枠組みは継承

学校・校区の継承

箕蚊屋中学校は継続して運営。これまで同様、3つの小学校区の生徒が通学

体制の変更

○組合を発展的に解消し、効率的な運営体制へ移行
○新たな協議会の設置

(2) 日吉津村の教育のあり方についての検討

- ▶ 教育振興計画の策定
- ▶ 日吉津村における中学生の人材育成
などについての検討会を設置し、検討を行う。

協議体制の変更・整備

- ▶ 連絡協議会の体制
 - ▶ 「協議会」と「教育に関する協議会」「報告連絡会」の設置
- ▶ 連絡協議会の位置づけ
 - ▶ 地方自治法上の「連絡調整協議会」
 - ▶ 米子市と日吉津村の協議により規約を定めるが、当該協議について議会の議決を要しない
(地方自治法第252条の2の2第1項及び第3項ただし書)
 - ▶ 教育事務委託規約は議会の議決が必要

連絡協議会① 「協議会」

協議会の体制

- ▶ 米子市長
- ▶ 日吉津村長
- ▶ 米子市副市長
- ▶ 日吉津村副村長
- ▶ 米子市教育長
- ▶ 日吉津村教育長
- ▶ 米子市議会議員のうちから選出された者
- ▶ 日吉津村議会議員のうちから選出された者

※毎年1回程度の開催を予定

※市・村いずれかの請求に基づき双方協議の上で開催することができる

協議会内容

- ▶ 委託料に係る重要な事項
- ▶ 委託の枠組みに係る重要な事項
- ▶ 箕蚊屋中学校固有の政策的課題への対応
- ▶ その他必要な事項

連絡協議会② 「教育に関する協議会」 「報告連絡会」

教育に関する協議会の体制

- ▶ 米子市教育長・日吉津村教育長
- ▶ 米子市教育委員代表・日吉津村教育委員代表
- ▶ 米子市・日吉津村の教育委員会事務局職員
- ▶ その他関係職員

報告連絡会の体制

- ▶ 日吉津村教育長、教育委員代表
- ▶ 日吉津村長、日吉津村議會議員代表
- ▶ 米子市・日吉津村の教育委員会事務局職員
- ▶ その他関係職員

協議内容

- ▶ 箕蚊屋中学校の教育に関する意見交換
- ▶ 箕蚊屋中学校の運営に関すること

協議内容

- ▶ 箕蚊屋中学校に係る事務の執行内容
- ▶ 箕蚊屋中学校の運営経費
- ▶ その他委託事務の執行に関し必要な事項

※毎年1回の定例会・必要に応じて臨時会の開催を予定

日吉津村の教育のあり方についての検討

- ▶ 新たな「教育振興計画」の計画策定と人材育成の検討を目的として、日吉津村の教育を考える検討会を設置
- ▶ 検討内容のイメージ
 - 小学校教育、中学校教育、社会教育、社会体育など、人材育成として中学生も含めた育成方針を検討する。
- ▶ 検討会の委員のイメージ
 - 学識経験者、教育委員、社会教育委員、保護者などを想定
- ▶ 令和8年度から検討開始を予定

日吉津村における中学生の人材育成

「ふるさとを愛し、地域づくりに参画する人材を育成」

- ▶ 地域行事への参画を図るとともに、子どもの発想をいかした自治的なイベントづくりを行い若者の自己肯定感を高める。
高校生サークル、青年組織の結成へ
- ▶ ボランティア活動は校区の垣根を超えて、幅広い中学生の参画を実現
- ▶ コミュニティスクールへの参加、学びの場の充実

4. ご質問に対する回答

義務教育学校の事例（日野学園）

- ▶ 校舎一体型で小中学生が一緒に学べる環境をつくる。

開校時期：2023年4月開校

児童生徒数：101人（令和7年度） 各学年10人程度

学年編成：小1～小4・小5～中7・中8～中9

旧根雨小学校校舎を増改築し、使用（根雨小学校、黒坂小学校、根雨中学校を統合）

※根雨小学校は2011年度以前は、児童数が100人以上在籍していた。

- ▶ 小中の段差が解消
- ▶ 小学校1, 2年生は中学校3年生を見ながらイメージがわく。
- ▶ 中学生が小学生の手本になる。

義務教育学校の事例（奥大山江府学園）

▶ 施設分離型の義務教育学校（全国でも10～20校程度）

開校時期：2022年4月開校

児童生徒数：121人（令和7年度） 各学年10数人

学年編成：5－4制（小1～小5、小6～中3）

江府小学校と江府中学校を統合（校舎はそのまま使用）

- ▶ 小中の段差が解消
- ▶ 施設分離のため地域から学校がなくなる。（旧江府小・旧江府中）
- ▶ 小学校6年生が中学生から学ぶことができる。

県外の教育事務委託の事例

- ▶ 西目屋村から弘前市に委託（青森県）（平成27年4月より弘前市へ事務委託）
 - ▶ 法に基づく協議会等は設置していない。
 - ▶ 連絡会議は事務委託直後に開催していたが、近年は年1回の事務レベルでの会議を実施。
- ▶ 平谷村から阿智村に委託（長野県）（平成23年4月より阿智村に事務委託）
 - ▶ 法に基づく連絡会議は設置していない。
 - ▶ 協議会的な集まりは適宜行っており、意見交換している。

その他質問への回答①

① 箕蚊屋中学校の運営が変わったら教育に影響はないのか？

- ▶ 箕蚊屋中学校は、米子市日吉津村中学校組合立の学校ですが、運用として他の米子市立中学校と同一歩調の教育方針により教育が推進されています。このため、学習指導、生徒指導等に関する教育や学校運営に関する事務についても米子市立中学校と同様に行われています。事務委託方式となってもこれまでと全く変わらない教育が提供されるものです。

② 委託になれば権限がなくなるのではないか？

- ▶ 協議会を設置し、日吉津村の意見も反映できるような体制をとります。事務委託という形になっても、日吉津村は村の意向を伝え、学校運営や施設整備について意見をすることが可能です。

③ 日吉津村は言いなりになっているのではないか？

- ▶ 一緒に中学校組合を組織する米子市から何とか組合事務等の軽減を図りたいとの意向があり、今後の中学校運営体制について一緒に検討しているものです。委託をした後にも「協議の場」を設け、対等な立場で話し合いを行い、解決を図ります。

その他質問への回答②

④ 村立学校の設立をしては？

▶ 学校教育としては、日吉津村として中学校教育をどうするかは引き続き考えてまいります。これまでもシミュレーションをしましたが、中学校を新設する場合、校舎建築だけでも数十億円、毎年の維持管理費や人件費（県費負担教職員を除く村負担分）で数億円単位の新たな財源が必要となります。加えて教員定数の確保や部活動の維持など少子化の中で単独運営を行うには「お金」以上に「教育の質の維持」がハードルになります。教員不足の現状の中で慎重な検討が必要ではないかと思います。

⑤ もっと議論をした方がよいのではないか？

▶ 議論を重ねることも大切なことですが、一方で組合教育委員会の運営における事務負担の軽減を図っていくことも必要だと考えています。日吉津村の教育のあり方については、検討会を設置し、議論を進めていきたいと考えています。

その他質問への回答③

- ⑥ 米子市に意見を言っていく必要があるのではないか？合併の布石ではないか？
- ▶ 米子市とは一緒に中学校組合を組織するパートナーとして必要な協議を進めてきたところです。同じ西部圏域の自治体として、中学校運営をはじめ様々な面で地域住民の生活がよりよくなるように連携・協力していくことが大切だと考えています。中学校の委託が合併の布石だということは全くありません。
- ⑦ 箕蚊屋中学校のよさ
- ▶ 自分を高めてくれる友達がいる、現状多様な他者との出会いがあるなど、箕蚊屋中学校で学ぶことで、子どもたちにとって新たな「出会い」があると考っています。
- ⑧ このまま中学校組合を継続できないのか？
- ▶ 組合を解散するには各構成団体の議会の議決を踏まえた協議が必要になりますので、双方の合意がなければ組合は存続されます。一方で、構成団体はその議会の議決を経て、2年前までに他の全ての構成団体に書面で予告することにより、当該組合から脱退することができるようとされています。この脱退により組合の構成団体が一となつたときは、当該組合は解散するものとされています。
(地方自治法)

ご静聴ありがとうございました